

健康保険資格確認書 (再) 交付申請書

常務理事	事務長	担当者

被保険者等 記号 番号		被保険者の氏名		(再) 交付申請の理由		
				<ol style="list-style-type: none"> マイナンバーカードを紛失した・更新中のため マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して、資格確認を補助する必要があるため マイナンバーカードを作っていないため マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていないため マイナ保険証の利用登録解除を申請したため マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れているため マイナンバーカードを返納したため 資格確認書を滅失・き損したため 		
被保険者 生年月日	昭和 平成	年	月	日	資格確認書 滅失・毀損 した年月日	
被保険者 所属事業所 名称						
被保険者の住民票住所						
〒						
(再) 交付申請の対象となる者 (該当する番号を○で囲んでください)						
※「申請理由」欄には右上の欄の、該当する番号を記入ください						
1 被保険者		続柄	申請理由			
		本人				
2 被扶養者 (家族) ※下記に(再) 交付希望者の氏名等を記入ください。						
氏名		生年月日		続柄	申請理由	
		昭・平・令		年	月	日
		昭・平・令		年	月	日
		昭・平・令		年	月	日
		昭・平・令		年	月	日
上記のとおり申請します。なお、取扱いに十分注意いたします。						
令和						
年						
月						
日						
被保険者氏名						
確認欄	<input type="checkbox"/> この届は、申請者本人 (被保険者) が作成したものです					

<p>上記のとおり被保険者より資格確認書の(再) 交付申請がありましたので提出します。 再交付の場合、今後は資格確認書を滅失又は毀損することのないよう十分指導いたします。</p> <p>令和</p> <p>年</p> <p>月</p> <p>日</p> <p>事業所所在地</p> <p>事業所名称</p> <p>事業主氏名</p>
--

【添付書類(本人確認書類)】

再交付申請の場合、運転免許証・パスポート・学生証等の写し(※顔写真が分かるもの)

※顔写真が分かるものの提出が困難な場合は、住民票等の公的な証明書(原本)を添付してください。

再交付申請の対象者が被扶養者の場合、被保険者と被扶養者両方の確認書類を添付してください。

受付印

ユニチカ健康保険組合 処理記録欄

資格確認書発行日	令和	年	月	日
発行通番				

【注意事項】

1. 原則下記の理由で資格確認書を交付することはできませんのでご注意ください。

①マイナ保険証を保有しているが念のため資格確認書を持っておきたい。

※マイナ保険証とは…健康保険証利用登録が完了したマイナンバーカードがマイナ保険証です。

②保育園等で園児が医療機関等を受診する際に備えるため。

③修学旅行等の学校行事等において児童が医療機関を受診する際に備えるため。

<①について資格確認書を交付しない理由>

法令上、資格確認書はマイナ保険証で医療機関を受診できない方に交付するものであるため。

※医療機関の受診時にマイナ保険証の利用が困難な方（要介護の高齢者や障害をお持ちの方等）は除く。

<②、③について資格確認書を交付しない理由>

- ・マイナポータルに表示させる資格情報のPDFファイルをあらかじめダウンロードしたもの又はその印刷物
- ・資格情報のお知らせ又はその写し

※保護者に代わり保育士や学校教員等が児童を連れて医療機関等を受診する際は、保育士等の管理監督下のため、なりすましが起こることは想定され難いため例外的に上記の書類により受診が可能とされています。
(保護者が児童を受診させる場合はマイナ保険証が必要)。

2. 以下の事由に該当する場合は、マイナンバーカードや電子証明書の失効等によりマイナ保険証を利用できない場合があるため資格確認書の交付申請をしてください。

(参考)

マイナポータルで医療保険の資格情報画面を確認する方法

医療保険の資格情報画面は、スマートフォンなどを用いてマイナポータルへアクセスすることで参照することが可能

QRコードアクセス用



医療保険の資格情報画面



事 由	申請理由
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの紛失・盗難等により、マイナンバーカードの利用を一時停止させた後で、マイナンバーカードの再発行や電子証明書の更新（マイナンバーカードが見つかった場合）を行っていない場合 	1. マイナンバーカードを紛失した・更新中のため
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードや電子証明書が何らかの事由により失効している場合 具体例は以下のとおり ・転入の届出を行った日から90日以内に転入先の市区町村でマイナンバーカードの継続利用の手続を行っていない場合 ・転出手続後、転入先の市区町村での転入届が未提出のまま、転出予定日から30日を経過した場合 ・実際に転入をした日から14日を経過してから転入届を提出した場合 ・期間内の転入届の提出後、継続利用の手続なく別の市区町村に転出した場合 ・個人番号の変更をした上で、電子証明書の再発行を行っていない場合 	
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの交付時（再発行時を含む。）に、電子証明書の発行を希望しない場合 	

※マイナンバーカード・電子証明書の更新につきましては、市区町村からの案内に従い速やかにご対応頂きますようお願いいたします。